

危機及び危機事象の定義

「危機」とは

不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態。危機は、「災害」、「武力攻撃事態等」、「新型インフルエンザ等緊急事態」並びに「危機事象」に大別して定義。

「危機事象」とは

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）に規定する武力攻撃事態等並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に規定する新型インフルエンザ等緊急事態以外の不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象

危機事象の概念図

危機				
区分	定義関連法等	対応計画	内容	
①災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対法 ・ 大震法 ・ 南海トラフ推進法 	地域防災計画	風水害、震災	①暴風、②竜巻、③豪雨、④豪雪、⑤洪水、⑥崖崩れ、⑦土石流、⑧高潮、⑨地震、⑩津波、⑪噴火、⑫地滑り、⑬その他の異常な自然現象（⑭冷害、⑮干害、⑯雹害、⑰霜害、⑱旋風、⑲山崩れ、⑳土地隆起、㉑土地の沈降）等
			その他災害	①大規模な火事、②爆発、③放射性物質の大量の放出、④多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、⑤その他の大規模な事故（⑥旅客列車の衝突転覆、⑦航空機の墜落、⑧極端な雑踏）等
②武力攻撃事態等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態対処法 ・ 国民保護法 	国民保護計画	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃）
			武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
			緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（武力攻撃に準ずるテロ等）
③新型インフルエンザ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフル特措法 ・ 感染症法 	新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態
④危機事象	—	危機管理計画	危機事象	不特定多数の市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象（区分①～③に該当するものを除く。）